

同条若しくは次条の規定の適用を受ける場合における認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、次の各号に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額」を削り、同項ただし書中「ときは、当該適用年における前条第二項」を「ときは、当該適用年における同条第一項」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 前条第六項に規定する特例住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。） 当該特例住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

二 前条第十項に規定する認定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。） 当該認定住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

第四十一条の二第一項第三号中「以外の住宅借入金等の金額」の下に「（以下この条において「他の住宅借入金等の金額」という。）」を、「当該」の下に「他の」を加え、「前条第二項各号」を「前条第二

項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項ただし書の控除限度額は、居住者が適用年において有する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額とする。

一 特例住宅借入金等の金額 特例住宅借入金等の金額に係る居住年につき前条第七項の規定により定められた特例借入限度額に同条第八項の規定により当該適用年につき定められた特例控除率を乗じて計算した金額（二以上の住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの特例住宅借入金等の金額ごとに、これらの特例住宅借入金等の金額に係る居住年につき同条第七項の規定により定められた特例借入限度額に同条第八項の規定により当該適用年につき定められた特例控除率を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額）

二 認定住宅借入金等の金額 認定住宅借入金等の金額に係る居住年につき前条第十一項の規定により定められた認定住宅借入限度額に同条第十二項の規定により当該適用年につき定められた認定住宅控除率を乗じて計算した金額（二以上の住宅の取得等に係る認定住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの認定住宅借入金等の金額ごとに、これらの認定住宅借入金等の金額に係る居住年につき

同条第十一項の規定により定められた認定住宅借入限度額に同条第十二項の規定により当該適用年につき定められた認定住宅控除率を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額)

三 他の住宅借入金等の金額 他の住宅借入金等の金額に係る居住年につき前条第三項の規定により定められた借入限度額に同条第四項の規定により当該適用年につき定められた控除率を乗じて計算した金額 (二以上の住宅の取得等に係る他の住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの他の住宅借入金等の金額ごとに、これらの他の住宅借入金等の金額に係る居住年につき同条第三項の規定により定められた借入限度額に同条第四項の規定により当該適用年につき定められた控除率を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額)

3 二以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅の取得等をした前条第一項に規定する居住用家屋、既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は同条第十項に規定する認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日 (以下この項において「居住日」という。) が同一の年に属するものがある場合には、当該居住日が同一の年に属する住宅の取得等を一の住宅の取得等 (次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等ごとにそれぞれ一の住宅の取得等) として、同

条又は前二項の規定を適用する。

一 当該居住日の属する年が平成十三年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、当該住宅の取得等に係る居住日が平成十三年前期内の日であるものと平成十三年後期内の日であるものとがあるとき 居住日が平成十三年前期内の日である住宅の取得等と居住日が平成十三年後期内の日である住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

二 当該居住日の属する年が平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、認定住宅借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものとがあるとき 認定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

三 当該居住日の属する年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、前条第五項に規定する特定取得（以下この号において「特定取得」という。）に該当するものと特定取得に該当するもの以外のものとがあるとき 特定取得に該当する住宅の取得等と特定取得に該当するもの以外の住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等（当該区分をし

た住宅の取得等のうちに認定住宅借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものがあるときは、当該区分をした住宅の取得等を認定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

第四十一条の二第四項から第九項までを削る。

第四十一条の二の二第一項中「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同条第五項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第六項」に改める。

第四十一条の三第一項中「第四十一条第九項」を「第四十一条第十六項」に改める。

第四十一条の三の二第一項中「及び第八項」を「及び第九項」に、「(第四項)」を「(第五項及び第十四項)」に、「第三項及び第九項」を「第三項及び第四項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「第八項及び第九項」を「第四項、第九項及び第十一項第一号」に、「第四項及び第九項から第十一項まで」を「第五項及び第十項から第十二項まで」に、「この項及び第九項」を「この項」に、「第四項、」を「第五項、」に、「及び第三項」を「及び第六項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額)」を「その年十二月三十一日における特定増改築

等住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が特定増改築等限度額を超える場合には、当該特定増改築等限度額。以下この項において同じ。）の二パーセントに相当する金額とその年十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が千万円を超える場合には、千万円）から当該特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（当該合計額）に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に、「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改め、同条第三項中「除く」の下に「。第十項及び第十一項において「住宅借入金等」というを加え、「同項各号」を「第一項」に改め、同条第九項を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「又は前項」を削り、「には」を「又は前項の断熱改修住宅借入金等には」に改め、「当該増改築等住宅借入金等」の下に「又は当該断熱改修住宅借入金等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項に」を「第五項に」に、「増改築等住宅借入金等とは」を「断熱改修住宅借入金等とは」に、「第四項各号」を「第五項」に、「特定増改築等住宅借入金等」を「特定断熱改修住宅借入金等」に、「当該増改築等住宅借入金等」を「当該断熱改修住宅借入金等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三

項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六項及び第十項」を「及び第七項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「（第十項）を」（第十一項第二号）に改め、「第十項及び第十一項」を削り、「係る増改築等住宅借入金等」を「係る断熱改修住宅借入金等」に、「及び第三項」を「及び第六項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額）を」その年十二月三十一日における特定断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が第一項に規定する特定増改築等限度額を超える場合には、当該特定増改築等限度額。以下この項において同じ。）の二パーセントに相当する金額とその年十二月三十一日における断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が千万円を超える場合には、千万円）から当該特定断熱改修住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（当該合計額」に改め、同項各号を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項に規定する特定増改築等限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合（その居住に係る住宅の増改築等が

特定取得に該当するものである場合に限る。） 二百五十万円

二 前号に掲げる場合以外の場合 二百万円

第四十一条の三の二第十項及び第十一項を次のように改める。

- 10 第一項又は第五項に規定する居住者が、第一項又は第五項に規定する増改築等特例適用年において、二以上の住宅の増改築等（第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等をいう。以下この項から第十二項まで、第十四項及び第十五項において同じ。）に係る第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項から第十四項までにおいて同じ。）又は第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項から第十四項までにおいて同じ。）を有する場合には、当該増改築等特例適用年における第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第一項又は第五項の規定にかかわらず、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額につき異なる住宅の増改築等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額の次の



各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該増改築等特例適用年における同条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

一 当該増改築等住宅借入金等の金額 当該増改築等住宅借入金等の金額につき第一項の規定に準じて計算した金額

二 当該断熱改修住宅借入金等の金額 当該断熱改修住宅借入金等の金額につき第五項の規定に準じて計算した金額

11 前項ただし書の控除限度額は、居住者が同項に規定する増改築等特例適用年において有する住宅借入金等の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一 当該住宅借入金等の全てがその居住年が平成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等及び断熱改修住宅借入金等である場合 当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における第一項に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額及び第五項に規定する特定断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二百万円を超える場合には、二百万円。以下

この号において「特例借入合計額」という。）の二パーセントに相当する金額と当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額及び断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が千万円を超える場合には、千万円）から当該特例借入合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（当該合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額

イ 増改築等住宅借入金等の金額 当該増改築等住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（二以上の住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの増改築等住宅借入金等の金額ごとに、これらの増改築等住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残

額の一パーセントに相当する金額とをそれぞれ合算した金額のうち最も多い金額)

ロ 断熱改修住宅借入金等の金額 当該断熱改修住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額の一パーセントに相当する金額と千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額(二以上の住宅の増改築等に係る断熱改修住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの断熱改修住宅借入金等の金額ごとに、これらの断熱改修住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額の一パーセントに相当する金額と千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額とをそれぞれ合算した金額のうち最も多い金額)

第四十一条の三の第十二項中「第四項に規定する居住者が、第一項又は第四項を「第五項に規定する居住者が、第一項又は第五項」に、「において、第一項又は第四項に規定する」を「において、」に、「(第一項又は第四項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。)及びこれらの」を「又は断熱改修住宅借入金等の金額及び当該」に、「に係る第一項又は第四項に規定する」を「又は断熱改修住宅借入金等の金額に係る」に、「同条第三項

に」を「同条第六項に」に、「同条第五項」を「同条第十項」に改め、「係るものに限る。以下この項」の下に「及び次項」を加え、「場合には、第一項又は第四項」を「場合には、第一項又は第五項」に、「における第一項又は第四項」を「における同条第一項」に、「第一項各号、第四項各号及び前三項」を「第一項、第五項及び第十項並びに同条第二項、第六項及び第十項並びに第四十一条の二第一項」に、「これらの増改築等住宅借入金等の金額及び」を「当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額及び」に、「（当該他の住宅借入金等の金額のうちに、同条第三項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、第四十一条第五項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該認定住宅借入金等の金額又は当該認定住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）について、第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額」を「につき、増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額とに区分をし、

当該区分をした当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額と当該他の住宅借入金等の金額ごとに次の各号の規定によりそれぞれ計算した当該各号に掲げる金額の合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該増改築等特例適用年における第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

第四十一条の三の二第十二項に次の各号を加える。

一 当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額につき異なる住宅の増改築等（当該異なる住宅の増改築等のうちに第十四項に規定する居住日が同一の年に属する住宅の増改築等（以下この号において「同一年住宅増改築等」という。）がある場合には、当該同一年住宅増改築等を一の住宅の増改築等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等ごとに一の住宅の増改築等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした住宅の増改築等に係る第三項に規定する住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該増改築等住宅借入金等の金額及び当該断熱改修住宅借入金等の金額の全てが当該居住日の属する年が平

成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係るものである場合において、当該合計額が前項第一号に定める金額を超えるときは、当該金額）

イ 当該増改築等住宅借入金等の金額 第十項第一号に定める金額

ロ 当該断熱改修住宅借入金等の金額 第十項第二号に定める金額

二 当該他の住宅借入金等の金額につき異なる他の住宅取得等（当該異なる他の住宅取得等のうちに第四十一条の二第三項に規定する居住日が同一の年に属する他の住宅取得等（以下この号において「同一年住宅取得等」という。）がある場合には、当該同一年住宅取得等を一の他の住宅取得等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等ごとに一の他の住宅取得等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 第四十一条第六項に規定する特例住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号イにおいて同じ。） 当該特

例住宅借入金等の金額につき第四十一条第六項前段の規定に準じて計算した金額

ロ 第四十一条第十項に規定する認定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号ロにおいて同じ。） 当該認定住宅借入金等の金額につき第四十一条第十項の規定に準じて計算した金額

ハ イ及びロに掲げる他の住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額 当該他の住宅借入金等の金額につき第四十一条第二項の規定に準じて計算した金額

第四十一条の三の二第十五項中「第五項」を「第六項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第四項」を「第五項」に、「次項及び次条」を「及び第四項」に、「（次項及び次条）」を「（第四項及び次条第三項第一号）」に、「同条第八項」を「同条第十五項」に、「同条第九項」を「同条第十六項」に、「同条第十一項及び第十四項」を「同条第十八項及び第二十一項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「第四十一条第三項」を「第四十一条第六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第四項」を「第五項」に改め、「係る第一項」の下に「に規定する増改築等住宅借入金等の金額」を加え、「増改築等住宅借入金等」を「断熱改修住宅借入金等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項の次に次の三項を加える。

13 前項ただし書の控除限度額は、居住者が同項に規定する増改築等特例適用年において有する第三項又は第四十一条第一項に規定する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうちいずれか多い金額とする。

一 増改築等住宅借入金等の金額及び断熱改修住宅借入金等の金額 住宅借入金等の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 増改築等住宅借入金等及び断熱改修住宅借入金等の全てがその居住年が平成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等及び断熱改修住宅借入金等である場合 第十一項第一号に定める金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額のうちいずれか多い金額

(1) 増改築等住宅借入金等の金額 第十一項第二号イに定める金額

(2) 断熱改修住宅借入金等の金額 第十一項第二号ロに定める金額

二 他の住宅借入金等の金額 次に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額に



相当する金額のうち最も多い金額

イ 特例住宅借入金等の金額 第四十一条の二第二項第一号に定める金額

ロ 認定住宅借入金等の金額 第四十一条の二第二項第二号に定める金額

ハ 前項第二号ハに掲げる他の住宅借入金等の金額 第四十一条の二第二項第三号に定める金額

14 二以上の住宅の増改築等をし、かつ、これらの住宅の増改築等をした居住用の家屋を第四十一条第一

項の定めるところによりその者の居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）が同一の年に属するものがある場合には、当該居住日が同一の年に属する住宅の増改築等を一の住宅の増改築等（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等ごとにそれぞれ一の住宅の増改築等）として、第一項、第五項、第十項又は第十一項の規定を適用する。

一 当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の増改築等のうちに、増改築等住宅借入金等の金額に係るものと断熱改修住宅借入金等の金額に係るものがあるとき 増改築等住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等と断熱改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等

二 当該居住日の属する年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の増改築等のうちに、特定取得に該当するものと特定取得に該当するもの以外のものがあるとき 特定取得に該当する住宅の増改築等と特定取得に該当するもの以外の住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等（当該区分をした住宅の増改築等のうちに増改築等住宅借入金等の金額に係るものと断熱改修住宅借入金等の金額に係るものがあるときは、当該区分をした住宅の増改築等を増改築等住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等と断熱改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等）

15 第四項及び前項に規定する特定取得とは、居住者の住宅の増改築等に係る費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の増改築等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の増改築等をいう。

第四十一条の十二第一項中「第三条第一項」を「（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項」に改め、「民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加え、「特定割引債」を「特

別割引債」に改め、同条第二項及び第三項中「特定割引債」を「特別割引債」に改め、同条第七項に次の一号を加える。

三 平成二十八年一月一日以後に発行された公社債（預金保険法第二条第二項第五号に規定する長期信用銀行債等を除く。）

第四十一条の十二第九項から第二十八項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）

第四十一条の十二の二 内国法人（一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又は外国法人は、割引債の償還（買入消却及び第六項第一号ハに規定する分離利子公社債（第一号において「分離利子公社債」という。）に係る利子の支払を含む。同項において同じ。）により平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき次に掲げる償還金（外国法人にあつては、第一号に掲げる償還金に限る。）に係る差益金額について所得税を納める義務があるものとし、その差

益金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一 国内において支払われる割引債の償還金（分離利子公社債に係る利子を含み、買入消却が行われる場合にあつてはその買入れの対価とする。以下この条において同じ。）

二 国外において発行された割引債の償還金（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外割引債の償還金」という。）で国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「国外割引債取扱者」という。）を通じて交付を受けるもの

2 平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人若しくは外国法人に対して国内において割引債の償還金（次項の規定の適用を受ける同項に規定する特定割引債の償還金を除く。）の支払をする者は、その支払の際、その割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

3 平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人若しくは外国法人に対して国内において支払われる割引債（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等（第十三項において「上場株式等」という。）に該当するものに限る。以下この条において「特定割引債」という。）の償還金の国内における支払の取

扱者で政令で定めるもの（第六項及び第十二項において「特定割引債取扱者」という。）は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該償還金の交付をする際、その交付をする特定割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 平成二十八年一月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外割引債の償還金の国内における国外割引債取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外割引債の償還金の交付をする際、その交付をする国外割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

5 第一項及び前項の場合において、国外割引債の償還金の支払の際に徴収される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に相当するものとして政令で定めるものを含む。）の額があるときは、第一項及び前項の差益金額は、当該差益金額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 割引債 第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債（以下この号において「公社債」という。）のうち次に掲げるもの（その償還の時に於いて第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。第三号八において同じ。）に記載若しくは記録がされ、又は当該特定口座に保管の委託がされているもの及び前条第七項第一号に掲げる外貨債を除く。）をいう。

イ 割引の方法により発行されるもの

ロ 分離元本公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該元本に係る部分であつた公社債をいう。）

ハ 分離利子公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債をいう。第三号ロにおいて同じ。）

ニ 利子が支払われる公社債でその利率が著しく低いものとして財務省令で定めるもの

二 買入消却 買入れの方法により割引債を償還する場合におけるその買入れをいう。

三 差益金額 次に掲げる割引債の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 第一号イ、ロ及び二に掲げる割引債のうち発行の日から償還の日までの期間が一年以上であるものの（ハに掲げるものを除く。） 当該割引債の償還金の額（外国法人により発行された割引債の償還金の支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、当該償還金の額のうち当該割引債を発行した外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額。ロにおいて同じ。）に〇・二パーセントを乗じて計算した金額

ロ 第一号イ、ロ及び二に掲げる割引債のうち発行の日から償還の日までの期間が一年を超えるもの並びに分離利子公社債（ハに掲げるものを除く。） 当該割引債の償還金の額に二十五パーセントを乗じて計算した金額

ハ 割引債のうち、その割引債の償還金の支払を受ける内国法人が当該割引債の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託をしている第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で当該償還金に係る国内における特定割引債取扱者又は国外割引債取扱者であるものと締結した割引債の取得に要した金額の管理に関する契約に基づき、政令で定めるところにより当該割引債の取得に要した金額が管理されているもの 当該割引債の償還金の額が当該契約に基づき管理

されている当該割引債の取得に要した金額を超える場合におけるその差益の金額

7 第二項から第四項までの規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、割引債の償還金の支払を受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二の二第一項各号（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）に掲げる割引債の償還金」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第四百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法とあるのは「（所得税法）」とする。

8 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して国内において特定割引債の償還金の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「準支払者」という。）を含む。以下この条において「償還金の支払者」という。）は、財務省令で定めるところにより、特定割引債の償還金の支払に関する通知書を、その支払の確定した日の属する月の翌月末日（準支払者が交



付する場合には、当該確定した日の属する月の翌々月の十五日）までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。

9 償還金の支払者は、財務省令で定めるところにより、前項の通知書を同一の者に対してその年中に支払った特定割引債の償還金の額の合計額で作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該通知書を同項の支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日（準支払者が交付する場合には、同年二月十五日）までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。

10 償還金の支払者は、前二項の規定による通知書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該支払を受ける者の承諾を得て、当該通知書に記載すべき事項を第八条の四第六項に規定する電磁的方法により提供することができ、ただし、当該支払を受ける者の請求があるときは、当該通知書を当該支払を受ける者に交付しなければならない。

11 前項本文の場合において、同項の償還金の支払者は、第八項又は第九項の通知書を交付したものとみなす。

12 特定割引債の償還金につき国内における特定割引債取扱者を通じてその交付がされる場合には、当該

特定割引債取扱者を第八項に規定する特定割引債の償還金の支払をする者とみなして、同項から前項までの規定を適用する。この場合において、当該特定割引債の償還金の支払をする者については、第八項から前項までの規定のうち当該特定割引債の償還金に係る部分の規定は、適用しない。

13 国外割引債の償還金で上場株式等に該当する割引債に係るものにつき国内における国外割引債取扱者を通じてその交付がされる場合には、当該国外割引債の償還金を国内において支払うものと、当該国外割引債取扱者を当該国外割引債の償還金の支払をする者とそれれみなして、第八項から第十一項までの規定を適用する。

14 第七項及び第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第六項まで、第八項及び第九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十三の見出し中「振替国債の償還差益等」を「振替国債等の償還差益」に改め、同条第一項中「振替国債（」の下に「割引債（第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債のうち前条第六項第一号イからニまでに掲げるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものを除く。」を加え、「同条第一項」を「第五条の二第一項」に改め、「振替地方債（」の下に「割引債に該当するもの

を除く。」を加え、同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改め、「特定振替社債等」の下に「割引債に該当するものを除く。」を加え、同条第三項中「発行差金」を「償還差益」に、「発行価額」を「取得価額」に改め、同条第四項中「特定振替社債等」の下に「（当該特定振替社債等の第五条の三第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）」を、「又は民間国外債」の下に「（当該民間国外債の発行をする者の第六条第四項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）」を加え、「（民間国外債にあつては、その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に限る。）」を削り、同条第五項中「発行差金」を「償還差益」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（割引債の償還差益等に係る国内源泉所得の課税の特例）

第四十一条の十三の二 非居住者が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき割引債（第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債のうち第四十一条の十二の二第六項第一号イからニまでに掲げるもの（外国法人が発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の償還差益（当該割引債の

同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）のうち当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、所得税法第六十一条第一号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得とみなして、同法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

2 所得税法第一百八十条の規定は、国内に恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の同条第一項第一号に掲げる償還金に係る同条第六項第三号に規定する差益金額（次条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）について準用する。この場合において、同法第一百八十条第一項中「第七条第一項第五号（外国法人の課税所得の範囲）及び前二条」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十二の二第一項から第三項まで（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者（当該国内源泉所得が同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金（同条第一項第一号に掲げる償還金をいう。以下この項において同じ。）に係る差益金額（同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。第一号において同じ。）に該当する場合にあつては、当該特定割引債の償還金の国内におけ

る同条第三項に規定する特定割引債取扱者」と、同項第一号中「係るものに限る」とあるのは「係るものに限るものとし、租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還金に係る差益金額を含む」と読み替えるものとする。

（振替割引債の差益金額等の課税の特例）

第四十一条の十三の三 非居住者又は外国法人が、特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関（以下この項において「特定振替機関等」という。）又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている特定振替割引債につきその償還金の支払を受ける場合において、特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（第五条の二第一項に規定する住所をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第十項及び第十一項において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替割引債が第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債（第十項及び第十一項において「一般割引債」という。）に該当するものである場合には、適

格口座管理機関に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替割引債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替割引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替割引債の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しているときは、その支払を受ける償還金に係る差益金額については、第四十一条の十二の二の規定は、適用しない。

2 非居住者が特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき前項の規定の適用を受けた場合には、当該特定振替割引債につき支払を受ける償還差益（当該特定振替割引債の償還（第四十一条の十二の二第一項に規定する償還をいう。次項及び第四項において同じ。）により受ける金額が当該特定振替割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、所得税を課さない。

3 非居住者が特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき第一項の規定の適用を受けた場合には、当該特定振替割引債の償還により生ずる損失の額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。